

Q：信託とは、どのような制度なのですか。また、最近制度の改正が行われたと聞きましたが、どのように変わったのですか。

A：信託とは、他人や他の機関に、財産の管理や運用を委ねる制度です。先般、信託法が改正され、新たに多様な形態での利用が拡大しました。

## 1. 入門

信託とは、親類や信頼できる知人や専門家、あるいは銀行などの機関に、財産の管理や運用を委ねることを意味します。中世の英国で始まったユースあるいはトラストと呼ばれる制度に由来するといわれています。

わが国では、明治の後半に、産業界の資金供給のために担保付社債信託として最初に導入されたとのことです。その後、わが国の信託制度は信託銀行による商事信託を中心に、貸付信託や投資信託など利殖を目的とした金融商品として定着してきました。

しかし、近年資産の流動化に伴い、新たな形態での信託の利用に応えることと、高齢化社会の財産管理や後継ぎや相続対策などの需要から、平成18年に信託法が大幅に改正され（施行は、同19年9月30日）、それまでの取り締り的な規定を合理化すると共に、特許権や著作権などを含む信託財産の拡大や多様な形態の信託の利用ができるよう制度全体が整備されました。

## 2. 信託法が改正された背景と新しい信託

旧信託法下では、信託の受託は厳しい規制の下、實際上信託銀行が、顧客が自己の利益のために信託を設定（自益信託といいます）する場合（信託銀行が設定する信託を金融商品として購入）に限られていましたが、本来的な信託はその歴史的な経過を考えても、委託者が自分以外の者に利益を付与させるために信託を設定する（他益信託といいます）ことが本来信託の持つ機能でありましたが、我が国では殆ど利用されることはありませんでした。

しかし、規制緩和の流れと共に、新たな信託類型として、受託者の枠の緩和、信託を利用した色々な資産の流動化や証券化の要請、それに高齢化社会を迎えて老後の生活の安心や支援、遺言や相続法の枠を超えるフレキシブルなスキームとしての信託の利用（後に述べる家族のための信託）のニーズが高まったということに思われます。